

「地域密着型通所介護サービス」
「地域密着型介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス」
重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 あかね |
| (2) 法人所在地 | 尼崎市神田北通 1 丁目 2 番 |
| (3) 電話番号及び F A X 番号 | (06-7670-2288)(06-6430-0450) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松本 真希子 |
| (5) 設立年月日 | 平成 7 年 3 月 13 日 |

2. 利用施設

- | | | |
|---------------------|-------------------------------|------------------|
| (1) 施設の種類 | 地域密着型通所介護（平成 28 年 11 月 1 日指定） | |
| (2) 事業所番号 | 2894000690 | |
| (3) 施設の名称 | Egret Cafe | |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県姫路市白鳥台 2 丁目 8 番 17 号 | |
| <交通機関> | 神姫バス「白鳥台行」白鳥台停留所 徒歩 5 分 | |
| (5) 電話番号及び F A X 番号 | (079-262-9888)(079-262-9887) | |
| (6) 施設責任者氏名 | 井上 明美 | |
| (7) 開設年月日 | 地域密着型通所介護 | 平成 28 年 11 月 1 日 |
| | 地域密着型総合事業通所介護 | 令和 4 年 11 月 1 日 |

(8) 営業日及び営業時間

	地域密着型通所介護 地域密着型総合事業通所介護
受付時間	(月～土) 8:30～17:30 ※日、1 月 1 日・2 日は休業日
サービス 提供時間	月曜日～土曜日 (※祝日含む) 9:30～16:45 (1 月 1 日・2 日は休業日)

(9) 利用定員 地域密着型通所介護・地域密着型総合事業通所介護 17 人

3. 事業実施地域 姫路市（家島町を除く）

4. 事業の目的及び運営方針

- (1) 居宅サービスに該当する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5. サービス提供における事業者の義務

- (1) 利用者の体調悪化等の緊急時は、速やかに医師や家族への連絡を取り、適切な対応をする。
- (2) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付する。(1枚につき10円)
- (3) 事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。(守秘義務)ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する。
- (4) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。また、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその連帯保証人の了解を得るものとする。

6. 地域との連携について

- ①事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- ②当事業所の行う地域密着型通所介護・地域密着型総合事業通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- ③運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護・地域密着型総合事業通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- ④事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- ⑤事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

7. 職員の配置状況 ○地域密着型通所介護・地域密着型総合事業通所介護

職 種	人員配置(1日あたり)	指定基準
1. 管理者	1名(兼務)	常勤配置
2. 生活相談員	1名(兼務)	1名/日
3. 介護職員	3名	3名/日
4. 看護職員	1名(兼務)	1名
5. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名

8. (利用料金の支払)

(1) 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとする。

但し、利用者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び介護サービス計画が作成されていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとする。(要支援・要介護認定後または介護サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される。(償還払い))

(2) 利用料金

入居者は要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める料金表に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

(3) 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがあります。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。
- ③ 介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します。
- ④ 外泊については期間中、全食とらない日数分の食事に係る自己負担額は利用料金から差引くこととします。

⑤ サービス利用料金は1ヶ月ごとの請求とします。

・集金代行自動引落：毎月27日に指定口座から自動引落。

引落手数料150円は入居者負担。残高不足であっても、引落手数料は請求します。

☐ 集金代行会社：明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）

☐ 「キャッシュカード」はお客様本人名義のものをお願いします。

☐ ご指定の金融機関口座から実際に振替が行われた際、金融機関の通帳には

「MBS. シヤフクアカネ」と印字されます。

・振込：月末日までに下記口座に振込にて支払います。振込手数料は入居者負担。

三菱UFJ銀行 尼崎駅前支店 普通預金 0100922 名義人 社会福祉法人あかね
--

・現金：月末日までに施設窓口にて支払います。

9. (利用の中止・変更・追加)

- 1 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出るものとする。
- 2 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として利用者は下記の料金を支払うものとする。

①利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
②利用予定日の前日以降に申し出があった場合	自己負担分全額+食事・おやつ代

10. サービス利用料等の変更について

介護保険制度及び各自治体の総合事業の改正等によりサービス利用料等の変更があった場合は、利用者に対し変更となる内容について文書により通知し、利用者の署名、捺印を得ることで変更とする。

11. 提供サービスの中止・変更

心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等の利用者の置かれている環境により、利用者からの要望があっても、サービスの提供を中止又は、サービス内容の変更することがある。

12. サービスの利用に関する留意事項

故意または重大な過失によって、施設、設備を破損等した場合には、利用者が自己負担により原状に復する、又は相当の代価を支払う。

又、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘を禁止する。

13. 損害賠償について

(1)当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失があり、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

(2)当施設において、利用者に生じた、加齢に伴う事故(皮膚脆弱による剥離、内出血、転倒、誤嚥など)、認知症を原因とする事故(異食、通常の場合から離れる、他利用者への暴言暴力等)においては、通常の範囲を超えるものに関して、一切の関与を行わない。

また、利用者に生じた事象により、通常の配置に加えて人員の配置が必要となった場合においては、必要経費を請求する場合がある。

14. 利用者・家族・その他関係者への禁止行為について

(1)利用者または、家族など関係者の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為(社会通念を超えたと思われる苦情など)

(2)スタッフに対する暴力、暴言、無理な要求、恐喝、物を投げつける、などのハラスメント行為や、体を触る、手を握る、性的な言動、などのセクシャルハラスメント行為、ストーカー行為など。

(3)スタッフの個人情報等を脅かす行為。(スタッフに無断で音声や動画の録画を行い、それを断りなしに SNS などに掲示する。スタッフ個人の携帯、住所などの聞き出しなど)

(4)スタッフ個人への金品の受け渡し。

(1)から(4)について、改善の見込みがない場合、事業者は利用契約書第7条に基づき利用契約の全部又は一部を解約することができる。

15. 相談窓口について

<当施設におけるご相談>

受 付 時 間	8:30～17:30（月～土）※祝日含む
相 談 責 任 者	太田 莉瑛(相談員)
地域密着型通所介護担当	井上 明美(介護職)
	多々野 倫子(看護師兼機能訓練指導員)
	電話 079-262-9888
第 三 者 委 員	大森 剛・西村 恭子
	電話 06-7670-2288

<行政機関その他相談受付機関>

○国民健康保険団体連合会 所 在 地 神戸市中央区三宮町 1-9-1801
電話番号 078-332-5617 F A X 番号 078-332-5650
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○姫路市介護保険課 所 在 地 姫路市安田 4 丁目 1 番
電話番号 079-221-2923
受付時間 9:00～17:00（月～金）